

札幌保健医療大学IRの運用に係る実施要領

この要領は、札幌保健医療大学における教育に関する内部質保証の推進のため、IR推進室等が実施するIRの運用について、必要な事項を定める。

1. IR情報の収集及び管理

- (1) IR情報の収集は、アセスメント・ポリシーに定めるもののほか、学長の指示に基づいて行う。
- (2) IR情報の管理は、情報セキュリティ・ポリシー等の情報管理に係る規程等に基づいて行う。
- (3) IR推進室は、IR情報に係るデータベースを構築する。

2. IR情報の提供及び公開

- (1) IR情報を学内に提供する場合は、内部質保証推進委員会の議を経て行う。
- (2) IR情報の公開は、情報管理に係る規程等に基づき、内部質保証推進委員会が公開相当と判断したものについて行う。

3. IR情報の利用制限

IR情報は、学長が特に必要と認めた場合を除き、IR推進室規程に定められた業務以外の目的に利用してはならない。

4. IR運用ガイドラインの策定

本学におけるIRの運用・推進のため、IR運用ガイドラインを策定する。

5. IR推進室の業務内容

IR推進室規程第3条が定めるIR推進室の業務には次の事項を含むものとする。

- (1) IR情報の収集・分析等
 - ① ファクトブックの作成
(ファクトブック：教育・学習の改善・向上を図るため、重要なデータを集計・分析し、図表に整理して、大学に供されるもの。)
 - ② アセスメント・ポリシーが定める直接的評価の指標となるデータの収集・分析
 - ③ アセスメント・ポリシーが定める間接的評価の指標となる調査の実施・分析
 - ・入学時アンケート
 - ・学生生活実態調査
 - ・卒業時アンケート
 - ・卒業生アンケート
 - ・就職先アンケート 等
- (2) 委員会・学科等が実施する学習成果の評価等に関わるデータ収集・分析等の支援

6. その他

- (1) この要領の改廃等は、内部質保証推進委員会において行う。
- (2) この要領は、2024年9月30日から施行する。